プロジェクト	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発
項目	公表承認日及び後発事象

Ⅰ．本資料の目的

1. 当委員会は、2024 年 3 月 29 日に、次の公開草案（以下あわせて「本公開草案」という。）を公表した。

   (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という。）

   (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という。）

   (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という。）

2. 本公開草案のコメント期間は 2024 年 7 月 31 日までであり、本公開草案に対して 100 通を超えるコメントが寄せられた。

3. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、公表承認日及び後発事象に関する検討を行うことを目的としている。

   なお、第 40 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 10 月 3 日開催）の審議事項 A2-3「排出係数に対して寄せられたコメント」において、排出係数と後発事象の関係については、他の後発事象に関連する論点とあわせて、別途審議する予定としていたが、事務局において追加的な検討を行う必要があるため、今後の委員会においてご審議いただくことを予定している。

4. 公表承認日及び後発事象に関するその他のコメントへの対応について、審議事項 A1-4「公表承認日及び後発事象（コメント対応表）」において検討を行う。

Ⅱ．事務局による提案の要約

5. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 44 項から第 47 項参照）。

   (1) 公表承認日等の開示に関する定めについては、次のようにする。

① サステナビリティ関連財務開示の公表承認日を「サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日」と定義する。**（本公開草案から変更なし）**

② サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

(2) 以下の適用基準案 BC133 項前段の記述について、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討する。**（本公開草案から変更あり）**

公表承認日に関する開示を行うにあたり、各企業において、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人が公表を承認するというプロセスを社内に構築することが必要となる。

(3) 以下の適用基準案 BC133 項後段の記述について、確定基準から削除したうえで、解説記事として提供することを検討する。**（本公開草案から変更あり）**

サステナビリティ関連財務開示の公表を承認するプロセスを構築した場合、監査役、監査役会又は監査委員会による監査や株主総会による承認を求めるため、サステナビリティ関連財務開示がこれらの機関又は個人に提出されることも考えられる。しかし、このような場合でも、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日は、監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告書日や株主総会が承認した日ではなく、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日である。

(4) 金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づき我が国の会計基準に従い財務諸表を作成した企業が、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）に従いサステナビリティ関連財務開示を作成する場合の後発事象に関する取扱いについて、後述の第 31 項から第 33 項に記載した内容を、サステナビリティ開示実務対応基準[1]として開発する。

[1] 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」（最終改正 2024 年 5 月 21 日）第 11 条において、サステナビリティ開示実務対応基準は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準、サステナビリティ開示テーマ別基準及びサステナビリティ開示産業別基準のいずれにも該当しない分野について、一定の開示を定める基準とされている。

Ⅲ．これまでの議論

6. 本公開草案では、一部の項目について、IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）にはない定めを追加することを提案しており、公表承認日等の開示はそのような項目の 1 つである。

7. これらは、ISSB 基準にはない定めであるものの、SSBJ 基準を適用するうえで有用と考えられたため、ISSB 基準に追加することを提案したものである。これらの追加の提案に従い開示を行うにあたり、企業は、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。

8. 本公開草案では、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日を「サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日」と定義したうえで、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならないとすることを提案している（適用基準案第 4 項(13)及び第 73 項）。

Ⅳ．寄せられたコメントの分析

（１）公表承認日等の開示の必要性について

（寄せられたコメント）

9. 本論点に関して、作成者から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 日本基準に基づく財務諸表では、財務諸表の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称の開示は不要となっている。ISSB 基準においても、公表承認日の開示は要求されていないことを踏まえると、本項目は開示不要とすべきである。

仮に開示を義務付ける場合には、会社法及び金商法における財務諸表の承認をどう整理するかなど、既存の財務報告の枠組みに新たな課題を発生させる可能性が高い一方で、当該開示が特段有用な情報を提供するとは考えづらい。

（事務局による分析）

10. 企業が公表するサステナビリティ関連財務開示について、どの時点までの情報が開示に含まれているか、また、どの機関又は個人が公表を承認したのかに関する情報は、主要な利用者がサステナビリティ関連財務開示を理解するために必要な情報と考えられる（適用基準案 BC132 項）。

11. ISSB 基準については、IFRS 会計基準において、財務諸表の公表承認日と財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称について開示することが要求されている（IAS 第 10 号「後発事象」（以下「IAS 第 10 号」という。）第 17 項）ため、特段、公表承認日等の開示について要求していないと考えられる。

12. この点、IFRS 会計基準に従い作成された財務諸表を補足する形で ISSB 基準に従いサステナビリティ関連財務開示が作成される場合、つながりのある情報の観点から、財務諸表の公表承認日等とサステナビリティ関連財務開示の公表承認日等はあわせるべきとの考え方もあると考えられるものの、ISSB 基準には、両者の公表承認日等をあわせなければならないとする定めはなく、実務上は、財務諸表の公表を承認する権限を有する機関又は個人及び公表承認日が、サステナビリティ関連財務開示の公表を承認する権限を有する機関又は個人及び公表承認日と異なる場合もあると考えられる。

13. また、我が国の会計基準では、公表承認日等の開示について要求されていない。

14. このため、主要な利用者が本資料第 10 項に記載した情報を理解することができるように、公表承認日等の開示を要求することが必要と考えられる。本資料第 9 項に記載したコメント以外で、公表承認日等の開示に反対するコメントが寄せられていないことを踏まえると、サステナビリティ開示基準の最終化にあたり、公表承認日等の開示に関する本公開草案の提案を維持することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
公表承認日等の開示の必要性に関する分析（本資料第 10 項から第 14 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（２）サステナビリティ関連財務開示の公表の承認について

（寄せられたコメント）

15. 本論点に関して、その他の利害関係者[2]（法人及び個人）から、次のようなコメントが寄せられた。

[2] 利用者、作成者又は保証業務実施者のいずれにも該当しないコメント提出者を「その他の利害関係者」としている。

本公開草案における提案の一部を修正することを求めるコメント

(1) 適用基準案 BC133 項において、「監査役、監査役会又は監査委員会による監査」とあるが、監査等委員会についても例示に含めるべきである。

本公開草案における記述に対する質問

(2) サステナビリティ関連財務開示は有価証券報告書に含まれることが想定されるが、「サステナビリティ関連財務開示の公表を承認するプロセスを構築した場合、監査役、監査役会又は監査委員会による監査や株主総会による承認を求める」（適用基準案 BC133 項）とするのは、どのような理由によるものなのか。仮に企業が任意でそのようなプロセスを構築した場合、主要な利用者が求める株主総会前の有価証券報告書の提出を阻害することにもなる。

（事務局による分析）

16. 適用基準案 BC133 項前段は、SSBJ 基準導入にあたり、各企業は、公表承認日等に関する開示を行うため、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人を定め、当該機関又は個人がサステナビリティ関連財務開示を公表することを承認した日を公表承認日とすることが新たに求められることを意図している。適用基準案の表現では、この点が明確ではない可能性があるため、確定基準の文案を検討する段階で、表現の見直しを検討することが考えられる。

17. 寄せられたコメントでは、適用基準案 BC133 項後段における「サステナビリティ関連財務開示の公表を承認するプロセスを構築した場合、監査役、監査役会又は監査委員会による監査や株主総会による承認を求める」との記述について、金商法では、有価証券報告書について監査役等の監査や株主総会の承認を受けなければならないという規定はないため、なぜこのような記載を行うのかとの質問が見られる（本資料第 15 項(2)参照）。

18. また、当該記載を行う場合、「監査役、監査役会又は監査委員会による監査」という表現については、我が国の会社法に基づく機関設計を踏まえ、監査等委員会についても例示に含めるべきであるとの意見が見られる（本資料第 15 項(1)参照）。

19. この点、本資料第 17 項に掲げた適用基準案 BC133 項後段の記述は、IAS 第 10 号第 5 項及び第 6 項（本資料の別紙参照）を参考にしたものであり、仮にサステナビリティ関連財務開示について監査役等の監査や株主総会の承認を受けることを企業が自ら定めたとしても、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日は、監査役等の監査報告書日や株主総会における承認日ではなく、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認す

る権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日であることを示すために記載したものである。

20. しかしながら、本資料第 15 項(2)において質問があったように、適用基準案 BC133 項の後段の記述を含めることによって本資料第 16 項に記載した趣旨が伝わりづらくなると考えられる。このため、当該記述を確定基準から削除し、そのうえで、解説記事として提供することを検討することが考えられるがどうか。また、本資料第 15 項(1)において寄せられたコメントについては、当該解説記事において反映することを検討することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
サステナビリティ関連財務開示の公表の承認に関する分析（本資料第 16 項から第 20 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

（３）会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いについて

（寄せられたコメント）

21. 本論点に関して、作成者から、次のようなコメントが寄せられた。

(1) 日本の財務報告においては、監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」に従い、会社法における監査報告日より後（＝会社法監査報告書後）に発生した後発事象は開示後発事象として取り扱われている。サステナビリティ開示における後発事象も「後発事象に関する監査上の取扱い」に従うことが想定されているという理解でよいか。

（事務局による分析）

会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱い

22. IFRS 会計基準において、後発事象とは、報告期間の末日と財務諸表の公表承認日との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方をいうと定義されており、次の 2 種類に分類できることが定められている（IAS 第 10 号第 3 項）。

(1) 報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象

(2) 報告期間後に発生した状況を示す事象

23. 本資料第 22 項(1)の後発事象は、翌報告期間に発生する事象であるものの、当報告期間に関連する事象であるため、その内容を反映するように、当報告期間の財務諸表に認識した金額を修正することが要求される（IAS 第 10 号第 8 項）。当該後発事象は、IAS 第 10 号では「修正を要する後発事象」とされているが、本資料では「修正後発事象」という。

24. 本資料第 22 項(2)の後発事象は、翌報告期間に発生する、翌報告期間に関連する事象であるため、当報告期間の財務諸表に認識した金額を修正することは禁止され、その内容を当報告期間の財務諸表に注記することが要求される(IAS 第 10 号第 10 項及び第 21 項)。当該後発事象は、IAS 第 10 号では「修正を要しない後発事象」とされているが、本資料では「開示後発事象」という。

25. 一方、我が国の会計基準では、後発事象について定義されておらず、監査の基準において、「決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象のことをいう」と定義されている（監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」）。このため、我が国では、監査報告書日までの後発事象を会社法に基づく計算書類や金商法に基づく財務諸表に反映する実務となっている。

26. ここで、我が国においては、会社法に基づく事業報告及び計算書類と、金商法に基づく有価証券報告書という 2 つの開示制度がある。それぞれ適用対象企業が定められているが、両者の適用を受ける企業は、会社法に基づく計算書類と、金商法に基づく財務諸表の 2 つを作成することが求められる。前者は、定時株主総会の招集の通知に際して株主に提供されなければならない（会社法第 437 条、第 438 条第 1 項及び第 444 条第 6 項）ものであるため、定時株主総会前に作成される必要があり、後者は、有価証券報告書に含められ、実務上、定時株主総会後に提出されることが多い。両者は異なる目的で定められた開示制度であるが、同一の企業に関する報告であるため、実務上の配慮がなされている。

27. 開示の趣旨に鑑みれば、会社法の計算書類であっても、金商法の財務諸表であっても、修正後発事象が発生した場合、当報告期間の計算書類や財務諸表を修正することが適切であると考えられる。しかしながら、我が国では、会社法の計算書類と金商法の財務諸表の単一性を重視し、会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までに発生した修正後発事象については、有価証券報告書では開示後発事象に準じた取扱いをすることとしている（監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」）。

28. 本資料第 27 項に示した、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いは、我が国の会計基準に従い計算書類及び財務諸表を作成した場合にのみ適用される取扱いであり、我が国の企業が IFRS 会計基準（指定国際会計基準）又は米国会計基準に基づき計算書類及び財務諸表を作成した場合には適用されない。

寄せられたコメントの分析

29. 適用基準案第 74 項及び第 75 項では、後発事象に関して、次のように定めることを提案している。

(1) 報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、新規の情報に照らして、当該状況に関連する開示を更新しなければならない。

(2) 報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、当該情報を開示しなければならない。

30. 本資料第 21 項(1)のコメントは、次のような問題提起であると考えられる。

(1) IFRS 会計基準又は米国会計基準に従い財務諸表を作成した企業が SSBJ 基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成する場合、会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までに報告期間の末日現在で存在していた状況についての情報を入手したときは、財務諸表において修正後発事象として処理されるため、サステナビリティ関連財務開示においても、適用基準案第 74 項に基づき、新規の情報に照らして、当該状況に関連する開示を更新することになると考えられる。

(2) 一方、我が国の会計基準に従い財務諸表を作成した企業が SSBJ 基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成する場合、会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までに報告期間の末日現在で存在していた状況についての情報を入手したときは、財務諸表では開示後発事象に準じて取り扱うことになるため、サステナビリティ関連財務開示においても同様に、適用基準案第 75 項に準じて、当該情報を開示することになるのかどうか明らかにすべきである。

31. この点、報告期間の末日後に入手する、報告期間の末日現在で存在していた状況についての情報には、次のように、財務諸表の修正を行う必要がある事象に関連するものと、財務諸表の修正を行う必要がある事象に関連しないものがあると考えられる。本資料では、

前者を「財務諸表に関連する後発事象に関する情報」といい、後者を「財務諸表に関連しない後発事象に関する情報」という。

(1) 財務諸表に関連する後発事象に関する情報

例えば、報告期間の末日後に、重要な事業の譲渡について譲渡先と合意が成立したり、重要な事業からの撤退について取締役会等の決議が行われたりする場合があると考えられる。このような重要な事業の譲渡や撤退により損失が発生する場合、監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」では、修正後発事象となることが多いとされている。この場合、サステナビリティ関連財務開示にも関連するときには、当該修正を反映しなければならない。

(2) 財務諸表に関連しない後発事象に関する情報

例えば、サステナビリティ関連財務開示において開示する特定の指標を算定するため、政府が公表する統計情報を用いる場合があると考えられる。

報告期間の末日後に、当報告期間に関する統計情報が更新された場合、財務諸表を修正する必要はないが、サステナビリティ関連財務開示において開示する指標は、当該更新による影響に重要性があるときは、更新後の統計情報に基づき再計算したものでなければならない。

32. 報告期間の末日後、会社法監査報告書日までの期間に関しては、財務諸表に関連する後発事象に関する情報と財務諸表に関連しない後発事象に関する情報のいずれについても、サステナビリティ関連財務開示において、適用基準案第 74 項に基づき、新規の情報に照らして、報告期間の末日現在で存在していた状況に関連する開示を更新することになると考えられる。

33. 一方、会社法監査報告書日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までの期間に関しては、次のとおり、財務諸表に関連する後発事象に関する情報か、財務諸表に関連しない後発事象に関する情報かで、対応が異なることになると考えられる。

(1) 当該期間に財務諸表に関連する後発事象に関する情報を入手した場合、我が国の会計基準に従い作成した財務諸表では、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱い（本資料第 27 項参照）に従い、開示後発事象に準じて取り扱われることになると考えられるが、つながりのある情報（適用基準案第 31 項から第 33 項）の考え方に照らせば、サステナビリティ関連財務開示においても、適用基準案第 75 項に準じて、適用基準案第 75 項に定める情報を開示することが適切であると考えられる。

(2) 当該期間に財務諸表に関連しない後発事象に関する情報を入手した場合、我が国の会計基準に従い作成した財務諸表では、特段の対応はなされないと考えられるため、サステナビリティ関連財務開示において、財務諸表との間のつながりを考慮する必要はないと考えられる。このため、この場合には、適用基準案第 74 項に基づき、新規の情報に照らして、報告期間の末日現在で存在していた状況に関連する開示を更新することが適切であると考えられる。

34. このように、金商法に基づき我が国の会計基準に従い財務諸表を作成した企業が、SSBJ 基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成する場合、会社法監査報告書日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況についての情報を入手したときについては、本公開草案において提案した定めにより対処することが可能と考えられる。このため、本論点に関し、本公開草案の提案を変更しないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いに関する分析（本資料第 22 項から第 34 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

追加的なガイダンス等について

35. 仮に本資料第 22 項から第 34 項の分析を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした場合であっても、本資料第 31 項から第 33 項に記載した内容が提供されなければ、金商法に基づき我が国の会計基準に従い財務諸表を作成した企業が、SSBJ 基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成する場合の後発事象に関する取扱いについて、理解することができないという意見が寄せられることも考えられる。

36. 本論点は、我が国特有の論点であると考えられ、国際的な整合性を考慮するものではないと考えられるため、当委員会として、追加的なガイダンス等を公表することが考えられる。ただし、適用基準案、一般基準案及び気候基準案は、可能な限り ISSB 基準にあわせる方針としているため、これらの文書以外の文書により公表することが考えられる。

37. ここで、当委員会として追加的なガイダンス等を公表するにあたり、次の文書のいずれかによることが考えられる。

(1) サステナビリティ開示基準（ユニバーサル基準、テーマ別基準、産業別基準及び実務対応基準）

(2) 補足文書

(3) 事務局による解説記事

38. それぞれの文書の位置付け及びデュー・プロセスについては、次のとおりである（カッコ内は、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」の条文番号）。

文書の種類	SSBJ 基準の一部を構成するか	公開草案の公表は必要か	当委員会による議決は必要か
サステナビリティ開示基準	構成する（第 11 条）	必要（第 19 条）	必要（第 14 条第 1 項）
補足文書	構成しない（第 12 条）	必要と認められる場合に公表（第 19 条）	不要。ただし、審議の上、了承を得る（第 14 条第 4 項）
事務局による解説記事	構成しない	不要	不要

39. 本論点は、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いに起因するものであるため、仮に本論点に関してサステナビリティ開示基準を開発することとした場合、サステナビリティ開示実務対応基準として公表することが考えられる。このため、以下では、本論点についてサステナビリティ開示実務対応基準を開発すべきかどうかについて検討を行う。

40. 本資料第 31 項から第 33 項に記載した内容をサステナビリティ開示実務対応基準として開発すべきとの観点からは、次のように考えられる。

(1) 本論点については、本公開草案において提案した定めにより対処することが可能であったとしても、本資料第 31 項から第 33 項に記載した内容は、適用基準案の内容のみでは必ずしも明らかではない。それにもかかわらず、強制力がある SSBJ 基準に定めを置かないこととした場合、実務に多様性が生じ、関連する財務諸表とのつながりのない情報が開示される可能性がある。このため、SSBJ 基準において明示的に定めることにより、実務が安定すると考えられる。

(2) サステナビリティ開示実務対応基準として開発した場合、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」に従い、所定のデュー・プロセスを経ることになるため、透明性のある基準として策定することができると考えられる。

(3) 本論点は、我が国特有の論点であると考えられ、仮に本論点に関して SSBJ 基準に追加の定めを置く場合でも、それは我が国の周辺諸制度との関係を考慮して ISSB 基準

に上乗せする定めであり、将来、ISSB からガイダンスが公表されるものではないため、ISSB 基準との整合性について問題になるものではないと考えられる。

41. 一方、本資料第 31 項から第 33 項に記載した内容は必ずしもサステナビリティ開示実務対応基準として開発する必要はなく、補足文書又は解説記事とすべきとの観点からは、次のように考えられる。

(1) 本資料第 31 項から第 33 項に記載した内容については、本公開草案において提案した定めにより対処することが可能と考えられる。これは、つながりのある情報の概念を明確化したものであると考えられることから、別の基準として新たに定めるべき内容ではなく、補足文書又は解説記事で十分であると考えられる。

(2) 本論点は、ISSB 基準との整合性について問題になるものではないと考えられるものの、サステナビリティ開示実務対応基準として開発することにより、ISSB 基準との差異であるかのような誤解を生じさせる可能性があることが懸念される。実務の安定を図るとの観点からは、補足文書又は解説記事で十分であると考えられる。

42. 以上のように、本資料第 31 項から第 33 項に記載した内容をサステナビリティ開示実務対応基準として開発すべきかどうかについては、どちらの案も採り得ると考えられる。しかしながら、本資料第 31 項から第 33 項に記載した内容は、適用基準案の内容のみでは必ずしも明らかではなく、強制力がある SSBJ 基準に定めを置かないこととした場合、実務に多様性が生じ、関連する財務諸表とのつながりのない情報が開示される可能性があることを踏まえると、サステナビリティ開示実務対応基準を開発し、本資料第 31 項から第 33 項に記載した取扱いとすることが適切かどうかについて、広く意見を募集し、強制力のある基準として定めることが適切であると考えられる。

43. このため、本資料第 31 項から第 33 項に記載した内容については、サステナビリティ開示実務対応基準として別途開発することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いに関する追加的なガイダンス等の要否に関する検討（本資料第 35 項から第 43 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

V．事務局による提案

44. 以上の検討を踏まえ、公表承認日等の開示に関する定めについては、次のようにすることが考えられるがどうか。

(1) サステナビリティ関連財務開示の公表承認日を「サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日」と定義する。**（本公開草案から変更なし）**

(2) サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

45. また、以下の適用基準案 BC133 項前段の記述について、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討することが考えられるがどうか。**（本公開草案から変更あり）**

> 公表承認日に関する開示を行うにあたり、各企業において、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人が公表を承認するというプロセスを社内に構築することが必要となる。

46. さらに、以下の適用基準案 BC133 項後段の記述について、確定基準から削除したうえで、解説記事として提供することを検討することが考えられるがどうか。**（本公開草案から変更あり）**

> サステナビリティ関連財務開示の公表を承認するプロセスを構築した場合、監査役、監査役会又は監査委員会による監査や株主総会による承認を求めるため、サステナビリティ関連財務開示がこれらの機関又は個人に提出されることも考えられる。しかし、このような場合でも、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日は、監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告書日や株主総会が承認した日ではなく、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日である。

47. 金商法に基づき我が国の会計基準に従い財務諸表を作成した企業が、SSBJ 基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成する場合の後発事象に関する取扱いについて、本資料第 31 項から第 33 項に記載した内容を、サステナビリティ開示実務対応基準として開発することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
公表承認日等の開示に関する事務局の提案（本資料第 44 項から第 47 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上

IAS 第 10 号「後発事象」（抜粋）

定　義

3　次の用語は、本基準書では特定された意味で用いている。

後発事象とは、報告期間の末日と財務諸表の発行の承認日との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方をいう。後発事象は次の 2 種類の事象に分類できる。

(a)　報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象（修正を要する後発事象）

(b)　報告期間後に発生した状況を示す事象（修正を要しない後発事象）

4　財務諸表の発行を承認するプロセスは、経営組織、法的要請及び財務諸表の作成と最終決定の手続によって異なる。

5　場合によっては、企業は、財務諸表の発行後に、財務諸表を株主に承認を求めるため提出することが要求される。そのような場合、財務諸表の発行は、株主が財務諸表を承認した日ではなく、公表日に承認されている。

> 例
>
> 企業の経営者が、20X1 年 12 月 31 日終了年度の財務諸表案を 20X2 年 2 月 28 日に完成させる。20X2 年 3 月 18 日に、取締役会は財務諸表を検討し、発行を承認する。企業は、利益及びその他の財務情報の抜粋を 20X2 年 3 月 19 日に発表する。財務諸表は、株主及びその他の人にとって 20X2 年 4 月 1 日に入手可能になる。株主は、20X2 年 5 月 15 日の株主総会で承認し、承認された財務諸表は監督機関に 20X2 年 5 月 17 日に提出される。
>
> *この財務諸表は、20X2 年 3 月 18 日（取締役会においてその発行を承認した日付）に公表が承認されている。*

6　場合によっては、企業の経営者が財務諸表を監督役員会（経営執行者以外の者のみで構成される）に承認を求めるため提出することが要求される。そのような場合、財務諸表の発行は、経営者が監督役員会への提出を承認した時点で承認されている。

> 例
>
> 20X2 年 3 月 18 日に、企業の経営者は、監督役員会に財務諸表を提出することを承認する。監督役員会は、非経営執行役のみから構成され、従業員の代表及び外部の利害関係者も含む場合もある。監督役員会は、20X2 年 3 月 26 日に財務諸表を承認する。財務諸表は、株主及びその他の人にとって 20X2 年 4 月 1 日に入手可能になる。株主は、20X2 年 5 月 15 日の株主総会で承認し、承認された財務諸表は監督機関に 20X2 年 5 月 17 日に提出される。
>
> *財務諸表は、20X2 年 3 月 18 日にその発行が承認される（監督役員会への提出に向けた経営者承認日付）。*

認識及び測定

8　企業は、修正を要する後発事象を反映するように、財務諸表に認識した金額を修正しなければならない。

10　企業は、財務諸表に認識した金額を、修正を要しない後発事象を反映するために修正してはならない。

開　示

17　企業は財務諸表の発行の承認日及び誰がその承認を行ったかを開示しなければならない。企業の所有者その他の者が財務諸表を公表後に修正する権限を有している場合には、企業はその旨を開示しなければならない。

21　修正を要しない後発事象に重要性がある場合には、それを開示しないと、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に、影響を与えると合理的に予想し得る。そのため、企業は、修正を要しない後発事象の重要性のある区分ごとに、次の事項を開示しなければならない。

(a)　当該事象の内容

(b)　財務上の影響の見積り、又はそのような見積りが不可能である旨の記述

以　上